平成30年第6回本部町議会定例会会議録									
		平成30年12月11日							
	場所	本部町議会議場							
開散会	日 時				成30年12月12日 午前10時00分				
	宣言				成30年12月12日 午後2時47分				
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。   出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名									
出 議席番号	席 13 :	<del>名</del> 名 名		席	1 名 議席番号	氏	員 ( 名	O 名 出席等別	
一一一	真部	 卓 也	出出	F JJ IJ	9	具志堅	—————————————————————————————————————	出一一	
2							·		
	崎浜		"		10	座間味		"	
3	比嘉	由具	"		11	松川	秀清	"	
5	小橋川	<u>健</u>	"		12	喜納	政 樹	,	
6	伊良波	勤	"		13	宮城	達 彦	欠	
7	具志堅	正英	"		14	崎 浜	秀進	出	
8	仲宗根	須磨子	"		15	石川	博己	"	
※ 会議録署名議員									
12番 喜納政樹					14番	崎 浜	秀 進		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。									
町	長	平良	武康		教 育	<b>手</b>	仲宗根	清二	
会計管理者兼会計課長 上 間			辰 巳		総 務 課 長		仲宗根	章	
企 画 政	策 課 長	屋富祖	良美		住民課長兼町	「税対策課長	平安山	良 信	
福祉	課長	松本	一 也	_	保 険 予	防 課 長	崎 原	誠	
建設	課長	伊野波	盛二		産業振	興 課 長	安 里	孝夫	
公営企	業課長	宮城	忠		教育委員会	事務局長	有 銘	高 啓	
商工観	光課長	新里	一成						
※ 本会議に職務のため出席した者									
事務	局 長	宮城	健		主	事	仲宗根	農	

# 議 事 日 程

12月12日 (水) 2日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一般質問
		1. 12番 喜 納 政 樹 議員
		2.8番 仲宗根 須磨子 議員
		3.5番 小橋川 健 議員
		4.3番 比 嘉 由 具 議員
		5.10番 座間味 栄 純 議員

開 議 (午前10時00分)

○ 議長 石川博己 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1.一般質問を行います。

順次発言を許します。12番 喜納政樹議員の発言を許可します。12番 喜納政樹議員。

#### 〇 12番 喜納政樹

## 1. 本町におけるスポーツの振興について

皆さんおはようございます。12番 喜納政樹でございます。通告に従い一般質問を行いたいと 考えております。今回の質問は、本町におけるスポーツの振興についてでございます。

国は平成24年3月スポーツ基本法に基づく、スポーツ基本計画を初めて策定されました。同計画では、スポーツ基本法に示した理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間の総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されております。同じく県のほうでも、平成25年度に沖縄県スポーツ推進計画を策定し、本計画ではスポーツ基本法の趣旨に踏まえ、沖縄県のスポーツ振興について、県、市町村、学校、地域、民間企業、本県のスポーツにかかわるすべての人、団体が一体となって取り組むべき方向性を示すものであると述べております。国、県の今後のスポーツ振興のあり方を踏まえ、要は本町としてはどのような考えのもと、今後の本部町におけるスポーツ振興を図っていくのか。それについて伺っていきたいと考えています。

- ①スポーツの振興は、町民の健康の保持増進に加え、日々の充実や生きがいにも結びついていくものと考えるが、当局はスポーツの振興に対し、どのような見解を持ち、そして、どのように推進していくのか見解を伺います。
- ②競技スポーツの底辺拡大を考えた時、町内地域、大人から子供まで、スポーツを生活の一部 として考えられるような施策が必要だと考えますが、当局の見解を伺います。
- ③町内における、スポーツ振興に関しては、体育協会が中心的な役割を担わなければならない と考えておりますが、現状の体育協会が果たしている役割と直近の実績と課題を伺いたいと考え ております。

質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いします。

- 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。
- 町長 平良武康 おはようございます。12番 喜納議員のほうから、本町におけるスポーツ 振興についての、3点の質問がございました。1点目と2点目のほうにつきましては、私のほう がお答えいたします。3点目の体育協会の実績並びに課題等については、教育長のほうからお答えいたします。

1点目のスポーツ振興につきましては、町民体育館、運動公園、各学校の体育館などを開放し、 町民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに、これまで努めてまいりました。

現在、7名に対しスポーツ推進委員として委嘱を行っております。そしてニュースポーツや軽スポーツのイベント、ウオーキング大会、ソフトボール大会等をこれまで開催してきております。 また、県スポーツ推進委員が開催する実技研修会等に積極的に参加いたしまして、スキルアップ の向上等も図ってきております。

町体育協会においては、一般陸上大会、駅伝競走大会、ゴルフ大会、バレーボール大会、ボウリング大会、バスケットボール大会、卓球大会、角力相撲大会等の各種競技スポーツを開催しております。また昨年度は、本町体育施設において、全九州選抜高等学校バレーボール大会の開催、沖縄県クラブバスケットボール大会も開催しております。

本町といたしましては、スポーツ推進委員や町体育協会との連携により、特に、町民の健康や 体力の維持向上等を図るため、各種スポーツ大会等の誘致に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「競技スポーツの底辺の拡大について」のご質問でございますが、スポーツの底辺を 拡大するためには、ハード面の整備とソフト面の拡充が重要だと考えております。

特にソフト面においては、指導者の育成が最重要課題であると考えております。スポーツを通 しての体の健康増進、そして心豊かな町づくりのためにも、誰でも気軽に参加できる大会や趣味 を同じくするスポーツクラブ等を推進していくことが、今後必要だとこのように考えております。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- O 教育長 仲宗根清二 おはようございます。3点目の体育協会が果たしている役割と直近の 実績と課題について、私のほうからお答えいたします。

町体育協会の事業目的としまして、会則でもうたわれておりますとおり、スポーツを振興して 町民の体力向上とスポーツ精神を涵養し、町民相互の親睦を図ることであります。

目的を達成するために、各種大会の開催、指導者講習会等、本町におけるスポーツ振興の要と してさまざまな事業を行っております。

直近の実績についてでありますが、スポーツ教室において、平成25年、平成26年度は陸上教室、平成27年、平成28年度はトレーニング教室、平成29年度にはサッカー教室を開催しております。 そのほか、毎年、町体協主催の一般陸上競技大会等も開催しております。課題につきましては、 指導者の育成や組織における横の連携を緊密にし、町体育協会主催の行事を組織全体で支えてい く体制を整えることが必要ではないかと考えております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 それでは二次質問に入っていきたいと考えております。

先ほど町長の答弁の中で、当局としてのスポーツ振興のあり方や考え方がございました。スポーツ振興をどのように進めていくのか。その中で行政としてできることは何かというのをまずはお伺いしていきたいと考えておりますが、私が考える中で行政としてスポーツ振興をどのようにかかわるかという、スポーツの環境整備という中で、町民があらゆる機会、あらゆる場所において、スポーツと親しむことができるようなスポーツの環境を整えることが行政がやるべきスポーツ環境の整備の一つの柱ではないかと考えておりますが、改めてお伺いするかもしれませんが、このスポーツ環境を整えるということで、本町における環境整備はどのようになっているのか。まずはそれをもう一度、お伺いしたいと思います。

〇 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番 喜納議員のご質問にお答えします。

先ほど国のスポーツ基本法、そういうこともあって、国、県、そして市町村が一体となって、 スポーツの振興を図っていくべきだと考えております。本町においても第四次総合計画、それか ら町長の施政方針、それから町の教育委員会の施策等がありますけれども、その中でもスポーツ の振興についてうたわれております。それに基づいて私たち教育委員会が中心となって、スポー ツ行政を進めておりますけれども、町内ではいろんな団体がスポーツの振興に取り組んでおられ ると思います。その団体としては、もちろん体協が中心でありますが、スポーツ推進委員、それ から本部町教育委員会、私たち、福祉課も水泳教室とか、ウオーキングに取り組んでおります。 そしてまた元気村では、水泳大会が行われております。そういうことで、町にはいろんな体育施 設もあります。そしてまた学校の体育館も開放して行っております。その中で、スポーツについ ては、小学生、中学生、高校生については、クラブ活動、部活動で一生懸命私はスポーツに取り 組んでいると思います。そしてまた高齢者も生活の一部として、グラウンドゴルフとか、ゲート ボール、ウオーキング、そういったのに一生懸命取り組んでおられると思います。ただやはり社 会人で、新たな方々が、学校を卒業して後、継続的にそういったスポーツに取り組んでおられる かどうかということでありますけれども、そこは非常に大きな課題だと思います。そこはやはり 社会に出ても生活の一部として、スポーツに親しんでいくためには、やはりそういった環境をつ くって、スポーツ環境、要するに受け皿といいますか。そういった環境づくりをしっかり行政と しても取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。そのためには、課題としてそ ういったスポーツクラブといいますか。愛好会とか、そういったものをつくるための指導者の育 成、リーダーとか、そういった方々の育成がとても大事ではないかと思っております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 今、教育長からありましたとおり、本町の身の丈に合ったスポーツ環境の整備、ハード面でいえば、それをしっかりと行わなければいけないと思っております。例えば、野球場やスタジアム、サッカー場、それがあればそれにこしたことはありませんが、本町にそれが適しているかどうかというのは、また考えないといけません。我々、本町に今、このスポーツの振興に対してどのような環境整備ができるか、ハード面に。そういったことを考えた中でやはり学校現場の開放であったり、町の陸上競技場、体育館などを使用するというのは、それをしっかりと利活用できるような環境整備というのが必要だと考えております。その中で今、答弁の中で、説明の中でありましたが、指導者の育成や確保というのも大事になってきます。

今、生涯スポーツであったり、子供たちの競技スポーツであったり、その中で町内の中でもそういった指導者をしている方々というのは、やはり恐らくすべてボランティアでやられているかと思いますが、その中で自分のいわゆる財を投げ打ってでもその備品をそろえたりとか、今そういう状況、特に底辺の人材育成を考えている指導者の方々は、そういった方が多数いらっしゃいます。野球であったり、バスケット、バレー、そして卓球であったりという方々、すばらしい指導者の方々がいらっしゃいますので、今答弁にありましたとおり、指導者の育成やその指導者の

方々をしっかりと把握をして支援するというのは、とても大事なことです。こういう方々というのは、恐らくもう個人ではできなくなったときに、行政当局に対して、何らかの支援や要請をしてくるものだと思いますので、それはしっかりと教育委員会のほうでも把握をし支援していただきたいと思いますが、そこら辺どのようにお考えですか。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- 教育長 仲宗根清二 12番 喜納議員にご説明いたします。

議員からもご指摘のとおり、私たちもやはり本部町で生涯スポーツをして、スポーツを振興していくためには、やはり指導者の育成というのはとても大事だと思います。ただこの指導者、本部町にはこの指導者になれる方々は、私はたくさんいらっしゃると思います。だからそういっただ指導者がやはりそういった活動をするためには、やはり金もかかると思います。だからそういった面も含めて、やはり行政としても我々、教育委員会としても体協あたりも全面的にそういったバックアップをしていかないと、ただ個人個人に任せていると、それ以上、難しいと思います。やはりそういった町内にはどういった指導、いろんなスポーツがありますけれども、そういったスポーツの指導者になられる方々に、そういった方々を私たちもちゃんとしっかり把握をして、そういった人たちとしっかりと連携をして取り組んでいくことが大事かと思っております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 そういったハード面、そしてスポーツ指導者の育成をしっかりとやっていただきたいと思います。

先ほどもありましたが、今現状、本町におけるスポーツ振興に関する行政としての働きかけとして、運動公園や町民体育館、町内の学校、グラウンド、体育館の開放を行っているということであります。その中で行政としてあともう一歩、踏み込んでもらって、このスポーツの持つ力、もしくはそのスポーツから波及していくようなスポーツの力、それを複合的にもう少し発揮できないかというような施策は必要ではないかと思っております。

このスポーツの力により、子供たちの人材育成はもとより、地域の活性化やある意味、医療費の抑制などにつながっていくような、そういった施策の展開も考えられるかと思いますが、いかがでしょうか。今現在そのような、例えばスポーツ、教育委員会、管轄していると思いますが、例えば福祉、保健、予防、そういったものでそのスポーツと複合的になんらかの施策を検討していこうという、これまでしてきたどちらでも構いませんが、当局としてそういったお考えは現在あるのでしょうか。そこら辺、お伺いします。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- 教育長 仲宗根清二 12番 喜納議員にご説明いたします。

平均寿命も延びて、健康寿命も延びております。大事なのは、いかに健康寿命を延ばすかということだと思います。そのためには、これは教育委員会だけではなくて、今は福祉課も先ほども私、ちょっと話をしましたけれども、福祉課もそういった健康づくりのために水泳教室であるとか、健康ウオーキング、そういうことをやっております。やはり町民が健康であることが、それ

は医療費の抑制であるとか、町の活性化につながっていくと思いますので、これからはそれぞればらばらに、行政がばらばらにこういった動くのではなくして、やはり我々教育委員会も福祉課も一緒になって、健康づくり、スポーツの振興を連携して、取り組んでいくことが必要ではないかと思っております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 教育長から今答弁があったとおり、さまざまな課が今後は連携していくことが、スポーツの力を最大限引き出すことになるかと思いますので、そこら辺はしっかりと、今の答弁にもありましたので、今後やっていかれるものだと思いますので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

全国、先ほど言ったとおりスポーツ振興計画や、スポーツ基本法などのそれの部分で、全国 津々浦々で先進地の事例などもありますと思いますので、そういった中でしっかりとスポーツ庁 のスポーツ振興費補助金などを使った地域活性化の推進事業や、例えばおもしろいなと思ったの は、学校の健康情報、いわゆる学校の健康診断、記録などをそれをデータベース化して、それを その学生時代だけの記録ではなく、成長に合わせて個人の健康の把握をしていくというような高 知市などは、そういった先進地事例などもあると聞いております。そういったものをさまざまな 先進地事例をしっかりと把握していただいて、これをすぐにやりなさいというわけではありませ んが、参考にしていただいて、本町もこのスポーツの振興とその力を最大限に発揮できるような 環境整備をしていただきたいと思っております。

それでは先ほどありましたとおり、2番目にいきたいと思います。競技スポーツの底辺拡大を 考えたときには、生活の一部としてスポーツを考えられる施策は必要ではないかということでは ありますが、この中で先ほどから申し上げているとおり、国、県はスポーツをしっかりと生活の 一部として、その中のいきがいづくりや例えばそれからスポーツツーリズム、経済効果など生み 出す必要があるのではないかという提言をしております。私が考える中で、一番スポーツの中で 基本となり、生活の一部として今でも現在も皆さんやられているというのが、走るということ。 いわゆる競技でいえば、陸上競技ということになるかと思いますが、それを最大限、本町として も推進していくような形がとれないかと私は思っております。そうすることにより、生涯スポー ツとしてのランニングやウオーキング等、これまで以上の拡大と、そしてそこから陸上競技やこ の競技スポーツ、駅伝競技というような競技スポーツにも参加も、その中でふやしていけるよう な形もとれるのではないかと。私は思っているんですが、先ほども答弁にもあったとおり、もう 既に体協のほうでは、平成25年、平成26年と、陸上教室などもやられたということでございます が、私はその陸上教室というか、陸上いわゆるクリニックであったり、月1回の記録会であった り、そういった生涯スポーツをやられている方が自分の力を試したい。もしくはみんなで協力し て、そういった競技スポーツをしたいというような環境づくりというのは必要だと思いますが、 この陸上教室というのは、今は行われているんですか。それともそれだけだったのか、まずはそ れからお答えください。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番 喜納議員にご説明いたします。

現在は、陸上教室は平成25年、平成26年で終了、2カ年で終了しております。過去にも平成20年から平成22年にも陸上教室が行われておりました。体協としましても、いろんなスポーツを隔年、いろんな体験、教室を開いて子供たちに機会を与えたいということで、教室をいろいろと変えて行ったということであります。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 その陸上教室の実績や、これ人が集まらなかったから終わったのか。それ とも次にやることがあって、それに移行したのか。そこら辺なども把握していますか。
- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番 喜納議員にご説明します。

開催はしたものの、やはりこの2カ年でとまったのは、参加者が減っていったということも聞いておりまして、先ほどご説明したとおり、いろいろとスポーツに親しんでいただきたいということもあって、各種スポーツをしていただいております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 残念なことであります。しかしどういった方法でやったのかというのは、私も把握していないので、ここでどうのこうの言えませんが、その自然に走るような環境づくりというのは、この月一回でもいいので、それはまず続けること。それをやるような仕組みをこれは後から体協の話になりますが、体協を指導して体協、行政だけがやると恐らくまた行き詰まると思いますので、民間の指導者なども入れて、まずその指導者の皆さんに人を集めさせるような仕組みづくりというのは大事だと思います。それを続けていくことの延長線上に町の陸上大会、郡の陸上大会、駅伝大会、その延長線上にそれがあれば、自然とそれにつながると思います。私もそうですし、各体育に携わっている者の問題というか、課題として、その大会の前になると、人集め、いろいろと苦慮するとか。ただその大会をこなしていくだけとか。今もそういう現状になっていると思います。それをかえていくためには、やはりそういった試みというのは必要になってくるかと思います。それが自然に例えば今はもうハードル競技などないんですが、ハードルをやっている女性とかも、過去にいましたよね。そういった人たちに二、三人、そのグループをつくってもらって、月一回にそういうやる環境を与える。陸上競技、短距離、長距離、そういった各グループをつくって、そういった環境をつくるという、それをとにかく続けていただいて、その延長線上にそういった大会があるという形にしていただければと。

結局、趣味で那覇マラソン大会とか、いろいろと長距離、マラソン大会に出ている方いらっしゃいますよね。そういった方々に、まずは競技スポーツでもどうですかみたいなのを、しっかりとそういう環境づくりというのを体協を中心にやるというのも、ひとつの試みかと思います。そうしないと、恐らく町内の各種大会、いろんな大会というのはなくなっていきますよ。なのでそういった仕組みづくりというのは、私は大切だと思います。それが生活の一部のように、自然

に走ることがその身近にあるという状況をつくっていくのが、当局として大事なことなのかなと。 私は思っております。それをまた下のほうに落としていく。子供たちに落としていくというよう なことをすれば続くんじゃないかと。これ各地域性などもありますので、何とも言えませんが、 例えば伊江島村とかそうですよね。体育が中心に回っているような感じ、なのでそこを真似なさ いというわけではありません。本町としてできるような形の中で、それを取り入れることで、さ まざまな先ほど言ったとおり波及効果があるんじゃないかと。私は考えております。そこら辺、 教育長、いかがですか。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- 教育長 仲宗根清二 12番 喜納議員にご説明いたします。

今、喜納議員がおっしゃったとおり、私も全くそのとおりだと思っております。例えば、走ろう会というクラブがあったとしますね。好きな人が集まって、このやはりスポーツというのは、無理強いさせられると長続きしないと思うんです。ですから好きな方たち、別に特に上手でなくてもいいと思います。好きな人たちが集まって、そうやって楽しみながらやることによって、今度はじゃあ県内各地にはいろんなマラソン大会がありますので、「じゃあ、みんなでそれを参加してみようじゃないか」とか、そういったする側のことをすることによって、達成感とか充実感とか、そういうのも出てきて、さらにこういった「私もやっていきたい」とか、そういう方々もふえていくんじゃないかと思います。ですからやはり、スポーツ振興するためには、やはり受け皿をつくると。そして指導者が育つ環境、そういったものを我々行政を含めて、体協とかそういったところと連携して、今後つくっていく必要があるんじゃないかと。非常に感じております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 スポーツの振興というのは、やはりある意味、先ほどから申し上げているとおり、複合的な力があり、地域の活性化にもつながると思っております。先ほども申し上げましたとおり、年々各字からで対抗してやる。例えば町内の駅伝大会や町内の陸上大会、これは具体的なことですが、それの参加者も年々減る一方なんです。町民のスポーツの振興、例えばそういった各種大会への、これは時代も時代ですので、何とも言えませんが、そういった参加者も減るという中で、スポーツが身近にあり、日ごろから自分自身の向上のために、スポーツをやられている人であったり、例えばそういった方々を少し競技スポーツのところに寄ってきてもらって競技する楽しさや、勝つうれしさや、負ける悔しさ、そういった日常の中でもそういったある意味、そのスポーツで培う生きがい的なものを見出せるものがスポーツではないかと思っております。そういった中で、町民のそういった生きがいづくりを考える中で、町長がいつもおっしゃっている日本一こころ豊かなまちづくりという要素の中にも、一つ加わるのかなと思いますが、この項目の最後になるので町長、スポーツの振興に関して、まずはいかがお考えですか。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 平良武康 喜納議員のほうと、教育長のほうとの議論も深まっておりましたけれども、 スポーツについては、まず1点目の施設の整備については、かなり整っているんだろうと思って

おります。立派な体育館あります、そしてそこにかかる施設等も充実しております。それから元 気村等も活用できます。それから学校には体育館もあります。ですので施設については、かなり 整っているのかと考えております。そういう状況の中で、じゃあ議員おっしゃるように、スポー ツの底辺を拡大したり、それから振興したり、どうするのかというようなことにもなります。基 本的には考え方は一致しておりまして、スポーツの振興というのが、スポーツ人口がふえるとい うことは、やはり体の健康、そして心の健康、心豊かなまちづくり推進のためにも、このスポー ツの振興というのは、とても重要であろうと。基本的にはそう考えております。そういった中で、 やはりそれは趣味がないと、またできにくい、なし得にくい部分もあろうかと思っております。 2つの部分については、分けて考えるべきであると思いますけれども、学校教育におけるスポー ツについては、学校の教育の分野の中で、推進していくといったようなことになります。ただそ のときに、何といいますか。学習の習熟度、学習にとる時間と、スポーツにとる時間とのバラン スを図りながら、やっていければという思いを常平生やっております。これ片寄ってはいけませ んので、学習の習熟度とそれからスポーツにかける時間などをバランスよくやりながら、子供た ちの健康増進にも努めていただければと考えます。あと成人になってからのスポーツなんですけ れども、議員おっしゃるように、特に医療費とのかかわりも出てくるんだろうと思っております。 体の健康づくりには、これは欠かすことはできませんので、やはり行政の取り組みとして、先ほ ど来、議論がありますように、スポーツ推進員を拡充する中で、どうスポーツ人口をふやせるの かというようなことについて、きょうのご議論を契機として、どのような形でスポーツの推進員 をふやすことができるのか。ふやす状況、環境条件はどういったものがあるのか等について、そ れは考えていきたいと、考えているところであります。

いずれにせよ、価値観がとても多様化しておりまして、今文化系、歌ったり、踊ったりというようなところにもかなり人口が移っている部分もありますので、そういう状況の中でスポーツが好きな方は、それが続けられるように、条件整備を真剣に考えていきたいと、このように考えております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 行政として、スポーツ振興をどのようにかかわっていくかというのをしっかりやっていただきたいと思います。教育とスポーツの割合の話もありましたし、しかし私はスポーツのできる子というのは、やはりここ何年か見てきています。やはり勉強もできますよ。そういったどちらかにも片寄らないような感じで、よく言われる我々「「質実剛健・武本部」の精神をしっかりと浸透させるとうのも大事だと思います。それはすべて文化系にも通じることになると思います。しっかりと行政としても、スポーツの振興、文化面も含めてやっていただきたいと思います。じゃあこのスポーツの振興というのを、まず本町としてじゃあ、まずはだれが主導して、これはちょっといい方があれかもしれないですね。主導していくのは、一団体のひとつとして体育協会、あるものだと考えております。でもこの体育協会だけに全てを押し付けるというわけではなくて、しっかりと我々としてもバックアップしていくことは必要でありましょう。しか

しまずは第一義的に、まずは汗をかく必要があるのは体育協会ではないかなと思っております。 体育協会の組織の中で、我々もそれを改めて見直してみたんですが、その中で評議員という方々 がいらっしゃいますよね。その評議員という方々はどの方々が評議員という方になっていらっ しゃるんですか。あと理事という方、確か15人、15人、その方々がいらっしゃったと思うんです が、まではそれの確認をします。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番 喜納議員にご説明いたします。

先ほどのご質問のありました評議員、評議員は各行政区の区長をもって充てております。理事はこの体育協会の専門、各部の部長をもって充てております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 はい、そのとおりです。

我々が体育協会、体育協会といって今、今イメージして大方のイメージをしているのは、今は 我々指定管理者としての町営体育館を体育協会にお願いしています。その中の事務局を体育協会 とおっしゃっているイメージが皆さん、あるかと思いますが、しかしその体育協会の中には、行 政区長15人、各部の専門部の部長15人、30人います。ですので、そういった方々の力をしっかり とまずは集約するような組織の体制というのは、もう一つ構築が必要かと思います。すべてを体 育協会の事務局に任せるのではなくて、そういった物事を推進していくためには、改めて体育協 会の組織をしっかりとしていただけないかなと思っておりますが、確認なんですが、以前は教育 委員会としても体育協会の組織の中にあったかと、組み込まれていたかと思うんですが、今はど うなっていますか。

- O 議長 石川博己 教育長。
- 教育長 仲宗根清二 12番 喜納議員にご説明いたします。

以前は事務局長は、教育委員会の事務局長が兼ねておりました。総務課長が一番詳しいので、 総務課長からその辺、変わった理由というのを説明していただきたいと思います。

- 〇 議長 石川博己 総務課長。
- O 総務課長 仲宗根 章 12番 喜納議員にご説明いたします。

先ほど教育長からありましたとおり、以前は教育委員会の事務局長が、体育協会の事務局長を 兼ねておりました。五、六年ほど前まで兼ねておりましたけれども、現在はこの兼ねずに、町の 教育委員会が体育協会の組織に入っているということはございません。その理由としまして、町 の体育協会は本町の補助団体であります。本町の補助金でもって運営を行っておりますが、その 補助団体とあと執行する団体の局長が兼ねるとチェック機能が曖昧になる可能性があるというこ とでございまして、五、六年前に、町からの事務局長、派遣はやめまして、体育協会の独自で事 務局長を置くということに変更しております。以上です。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 では今、町の行われている例えば大きい行事ですね。陸上大会であったり、

県大会であったり、そういった形の中での行政のかかわりとしては、どのようなかかわり方なんですか。どのような体協から、どのような感じで行政に対して要請しているんですか。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番 喜納議員にご説明いたします。

現在は体協のほうから町役場のほうに対して開催するものに対して、役員の依頼の文書が届き、 役員を派遣しております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 その都度、その都度、行政に対して、行政として支援する形になっている と思います。

体育協会の組織の中でのしっかりとしたまた組織体制の構築というのは、これは恐らく誰が見ても、これはしっかりしないといけないと思うものでありまして、先ほどの答弁の中でも横の連携を機密にして、組織全体で支えていきたいという整えることが必要だとおっしゃっておりました。それは恐らく私も教育委員会、行政側も今の体育協会のあり方、今後のあり方というのは、しっかりと変わっていかなければならないという認識は一致しているものだと思っておりますので、そこら辺のいわゆる指導とは言いませんが、恐らく補助金を出しておりますので、監査などもあるかと思いますが、その監査の中でそういった組織の部分に関しましてとかというような、指導、指摘などもできるというような要素はあるのでしょうか。教育委員会、お伺いします。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番 喜納議員にご説明いたします。

確かに補助団体に対して、教育委員会としても委託しておりますので、私たちも教育委員会と しては、しっかりと中身も精査する必要があると考えておりますので、その入り方に対しても検 討していきたいと思います。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 私もそうですが、各字の例えば、先ほどから言っているその体育館との担っているものに対して、やはりその体協の下で我々は、いろいろと活動したりする中で一指導者としても、そのかかわりのある中で、もう少しやはり体協としての器をしっかりとしていただきたい。こういうと、この体協の事務局に対しての私はそうではなくて、体協全体としてのあり方ですね。体協にはいろいろな各15の専門部門がありまして、15人の先ほどいった行政区長あります。それら全て網羅して、もう一度しっかりとした体協をつくっていただきたいと考えております。その中でひとつ、これは具体的なことになると思いますが、先ほど体育協会が主催している一つの大会で、町の駅伝大会が3月にいつも催されております。これは小学生から大人までの大会になっているんですが、昨今、県道、国道使っての、そういった競技大会というのは、かなり制限されてきている中で、その駅伝大会もいわゆる町の陸上大会から、それを周回するような野原を通って周回するようなコースづくりとなっておりますが、実際そういった公道を使うという制限というのは、もうこれまで以上に厳しくなっているのでしょうか。まず、教育委員会そこ

ら辺、把握されているのであれば、お聞かせ願いたいんですが。

〇 議長 石川博己 休憩します。

休 憩(午前10時51分)

再開します。

再 開 (午前10時52分)

12番 喜納政樹議員。

O 12番 喜納政樹 恐らく本町も含めて、県内恐らく全各地、そういった児童生徒の競技、駅 伝大会、公道を使うというのは、かなり厳しく制限されてきているとは思いますが、これも含め ていろんな形で各字の皆さんが応援できるようなコースづくりというのは、改めてちょっと検討する必要があるのかなと思います。

先ほど言っているとおり、もうただこなしているだけのような大会が余りにも多い、町の大会。 先ほど体協が主催しているものとか。いろいろと町内のスポーツ大会がありましたが、ほとんど 人が恐らく集まっていないですよね。今年やっていないのも、先ほど答弁の中でもありましたが、 そういった参加者が少なくなっていく中で、改めてこの町の競技大会のあり方というのは、考え るべきではないかと思っております。しかしそれはそのリスクを冒してやるべきか、どうかとい う議論もありますが、このスポーツの振興でいろんな意味での波及効果を考えた中での、改めて さまざまなテーブルに皆さん集まって、公道は走るが危険ではないようなコースづくりであった り、周回コースであっても何らかのもう少し、皆さんが見て応援できるような環境づくりという のは必要ではないかと思いますが、それは陸上競技大会でも一緒ですし、さまざまな町の体協、 教育委員会がスポーツ推進員が推進する、今主催する大会全てにおいて、恐らく今、こういう現 状になっているかと思いますので、そこら辺は教育委員会としても、何らかの提言なり考えとい うのは、示していくべきかと思いますが、そこら辺はいかがですか。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- O 教育長 仲宗根清二 12番 喜納議員にご説明いたします。

体協が主催している各字対抗の駅伝大会がございますけれども、急に参加チームも少なくなってきて、なかなか人を探すのに大変だということを聞いております。これはやはり今の本部町の現状、スポーツの振興ともかかわって、やはりこういった地域力も非常に弱くなってきて、区長がどういった地域にどういった子供たちが走れる子、そういった子がいるかも、しっかり把握できていないというのも一つあると思うんです。それとまたこれは子供から大人までですので、そういった大人に関しても、日ごろからそういったスポーツにあまり取り組んでいないと。走っていないということがあって、いろんなこういった今の現状の中で、こういった参加チームが少ないとか。参加者が少ないとか、そういうことにつながっているんじゃないかと思います。ですからこれは、先ほどからの話の中でもそうですけれども、やはりこういった町挙げて体協が、もう少ししっかりしなければいけないと思いますけれども、やはりそういった指導者もしっかり育成をして、そういったスポーツに取り組む環境を体協としても、もう少し取り組んでいくべきではないかと思っております。

O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

O 12番 喜納政樹 教育長、いいことおっしゃるじゃないですか。そのとおりです。

やはり今の現状がこうだから、そういった結果になっているというのは、全くそのとおりだと 思います。なので、それをやはりすぐには変えられないですけれども、少しずつ変えていくため には、何らかのやはりアクションを起こさないといけないというのが、先ほどから言った月一の 記録会であったり、また何らかの陸上教室であったりというものだと、私は思っています。

それをたかだかスポーツということではなくて、それも町の行政づくりの中で、大事な一つだと思います。それを長い目で見て、しっかりと推進していただきたいと私は思っております。

最後に町長、もう一度町長のスポーツの振興に対しての答弁を聞かせていただければと思います。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- 町長 平良武康 先ほど喜納議員のほうから、「ただこなしているんじゃないだろうか」と言ったような、強烈な指摘があっただろうと思います。なかなかこの組織というものは、前例踏襲というのか、いろいろな部分の中でこう進化させなければいけないという部分があるんだろうと思っております。ですので、もう一度その辺はこうスポーツに対する関心度を高めていくために、どこにどういう課題があるのかというようなことを点検しながら、スポーツの振興に努めていきたいと、このように考えます。ですので、議員のほうから先ほどもいろいろ、るるありましたけれども、やはり役場だけで事をこなすのは限界があります。ですのでこのスポーツの面については、やはり体育協会を核として、いかに展開できるのかと。中核をなすものは体育協会だと考えております。現状の体育協会を見たときに、役場の職員の大勢の職員、大多数の組織的な支援がなければ、また運営できないと、大会が。そういったこともありますので、できるだけ体育協会について、もっともっと拡充できないだろうか。といったようなこと等も考えながら、このスポーツの振興に努めていきたいと。こう考えます。以上でございます。
- 議長 石川博己 これで12番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩(午前11時00分)

再開します。

再 開(午前11時09分)

次に8番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。8番 仲宗根須磨子議員。

## 〇 8番 仲宗根須磨子

- 1. 本部港(塩川地区)の現状と復旧の見通しについて
- 2. 天然記念物塩川の水量が減少してきている事象について

議長の許可が出ましたので、通告に基づき一般質問を行います。8番 仲宗根須磨子です。 質問事項2点ございます。1点目、本部港(塩川地区)の現状と復旧の見通しについて。2点 目、天然記念物塩川の水量が減少してきている事象について。

1点目について、台風24号・25号の影響で破損した本部港(塩川地区)の港内はどのような状態になっているのか。復旧に向けて、どのような対策をしているのか。いつごろ復旧するのか。

2点目について、鉱山の砕石工事が進むにつれて"塩川"の水量が減ってきていると思われる。

世界に二つしかない貴重な天然記念物を守る必要があるのではないか。この2点でございます。 当局の見解を伺います。

- 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。
- 町長 平良武康 ただいま8番 仲宗根須磨子議員の質問がございました。2点ございました。まず1点目から、お答えいたします。本部港(塩川地区)の現状と復旧の見通しについてでございます。

本部港本部地区(旧塩川地区)は、台風24号および25号により被災し、港湾施設の一部が著しく損傷しているような現状にあります。台船が接岸できる6バースのうち3バースについては、コンクリートが舗装がえぐられておりまして、接岸できるような状況ではございません。

また、同港湾は沖縄県の財産であり、復旧については県の責任で行うべきだと、我々は考えております。このことから、港湾管理事務の移譲を受けている本町としては、11月8日と、そして11月22日の2回にわたって、口頭及び文書にて、県に対して早期復旧に向けての要請をしてきております。復旧の時期については、文書の中でも町への情報提供を依頼しておりますけれども、今現在のところは県から復旧の目処がいつ頃になるのかについては、示されてないというような状況でございます。

それから2点目の、天然記念物塩川の水量が減少してきている事象についての件でございます。 塩川は字崎本部地内にあり、川幅約4メートル、全長約300メートルの小規模な川でございま す。海岸線から約150メートル離れた陸地の海面より、上の岩のすき間から常時、塩水が湧水と して流れてくる珍しい川であります。昭和47年5月15日に、国指定天然記念物に指定されており ます。

塩水が湧き出すしくみについては、地下の石灰岩のすき間に入り込んだ海水が、地下の真水と 混ざり合い、地下水の圧力で地上に押し出されていると推定されておりますけれども、確定的な ものではございません。

塩川の水量については、潮位や降雨と連動して変動することは分かっておりますが、具体的な 水量のデータはなく、水量が減ってきているかについては、確認できておりません。

また、塩水が湧き出すしくみが確定されていないこともあり、鉱山の砕石工事が塩川の水量に 与える影響についても、同様に確定的な事は申し上げられません。

天然記念物塩川は文化財の保護法により、文化財として指定されております。なお、川に隣接 した同区域の現状を変更する場合については、文化庁の許可が必要になっております。その保護 がされているところでありますので、今後とも文化庁の許可、保護の中から保護保全されるべき ものだと考えております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 1点目の質問事項について、台風24号・25号の影響で破損したときから、これまでの経過報告ですね。新聞報道でも防衛局が来て、いろいろとあったとありますが、この一連の経過の説明をお願いいたします。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- 建設課長 伊野波盛二 8番 仲宗根須磨子議員にご説明します。

台風24号・25号で塩川地区、港が被災に遭って、後の経過ということですので、ご説明いたします。今年9月28日、29日、台風24号が本部町最接近しまして、塩川港の岸壁が著しく損傷しております。それを受けて、本部町及び沖縄県で現場を翌日、9月30日に確認し、今後の方針について、いろいろと協議を始めております。

10月23日に、県のほうから損傷した3バースについては使用しないようにということで、文書で通達を受けております。11月1日、沖縄県港湾課と建設課、港湾管理事務所で、今後のこの所管地区の新規受け付けについて、どのようにするかということを協議しております。協議の結果、新規の受け付けは物理的に難しいということで受け付けないという方針を決めております。

同日、塩川地区、港の岸壁を使用したいということでの業者から申し入れがありましたが、県 との協議の結果、その新規の受け付けをしないという方針ということを説明して、申請自体を控 えさせていただいております。

11月8日には、町のほうから県のほうに対して、岸壁の早期復旧、そして今後の見通しについても、情報提供をしていただくよう、文書でもって要請しております。11月12日、本部港塩川地区の港湾施設使用に係る連絡会、港湾利用者の業者の皆様でつくっております連絡会より、応急復旧と暫定使用を求める要請書が提出されております。翌日13日に、町としては、その連絡会に対して、復旧の責任は沖縄県のほうで実施することになりますので、県のほうにも要請してあることを申し添えるとともに、今後円滑な港湾運営のためにも、連絡会議に対して、協力をしてほしいという旨の回答をしております。

11月16日には、県のほうから沖縄県のほうから、本部町に対し、現在の港湾使用の制限について、適切な管理に感謝するとの内容を含めた文書のほうで回答が来ております。そしてまた復旧の見通しについては、その時点でもまだ未定ということでの回答がありました。

また11月21日には、連絡会から再び、申請書を提出したいという申し入れがありまして、港湾の利用状況などを調べて、まだ使える余裕があるんじゃないかということでの申し入れがありました。町としましては、新規の申請に対しては、今は受け付けしないという方針ということと。また空き状況と言われましても、それが今どれくらい、業者から示された数字が信憑性のあるものか。町のほうでも精査する必要があるということと。また安全性の確保が担保されない限りは、新規の受け付けに対しては今、受け付けられる状況ではないということを再三、説明をしております。

その後11月22日、町のほうからも県に対して、再度早期復旧の要請と港全体の安全性の調査をする必要があるということを添えて、要請をしております。それから11月28日には、塩川港岸壁を使用したいという業者のほうから、郵便でもって申請書を提出しましたということがあったんですが、町としましても、お互いに協議をしながら、今申請が受けられる状況でないということを再三説明してありますので、それに基づいて今、申請書が出されても「受け付けることができ

ませんよ」ということは、電話でまた担当者のほうに伝えて、内容証明で来た郵便も当日、受け 取りはしておりません。

11月29日、その内容証明で来た郵便に対しても、町としては受け取らなかったということをその業者のほうに連絡をしております。こちらのほうは、町のほうで一方的に受け取りを拒否したということではなくて、これまでも何度も長い時間にわたって、業者とは協議をする中で申請ができる段階でもない。受け付けられる段階でもないということを、再三説明しており、お互いに了解のもとで進めてきておりますので、その意味でも今回の申請に対しては、申請をする今は段階ではないですよということでの、受けとっていないということで説明をしております。それから12月6日には、県のほうが災害の査定ということで、国のほうからの査定官が現地を調査して災害復旧事業の査定をしております。流れとしては、今はここまでです。この後の情報は、町のほうにもまだ来ておりません。以上です。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 今までの流れがよくわかりました。ありがとうございました。塩川港においては去年からずっと、いろいろな問題があります。塩川港が違法な管理があったということで、町民のほうから指摘されてきたことがあります。それ町民の追求で今まで是正された本部町、県の港湾管理行政について、ちょっと述べてみたいと思います。本部町はこの塩川地区において、町民の追求で是正された事項5つほどあります。岸壁使用許可の申請手続きが口頭でしかなされていなかったということ。それが町民の指摘によって、ちゃんと文書でやるようになりました。

そして2点目、使用料を前納させていなかった件、これについても是正されています。3番目、荷捌き地の使用範囲が曖昧だったということ。4番目、一部の企業の作業場としての港湾用地を使用させていたということ。又貸しに当たります。これも違法行為でした。5番目に、行政手続条例に基づく港湾使用許可の審査基準がなかったということ。これも町民の指摘によって、審査基準ができました。去年の12月ですね、これも。その頃県は港湾台帳の不備をすべて本部町に移譲しているということで、第三者のような対応をしてきていました。

2点目、また県の責任だった港湾施設使用許可の権限もそれも本部町にあると言っていました。こういうことが今、是正されてきます。塩川港においては、こういういろんな点で問題があったのが是正されてきて、今に至っております。その中で今、建設課長からもあったように、台風24号、25号の影響で、業務が大変忙しくなっていると。そういう中で港湾だけではなくて、ほかの農作物や水産業にいろんな被害がある中で、この塩川港のことについても振り回されていると思うんです。こういう中で、塩川港の業務が本部の港湾管理事務所は、3名の職員で対応していると、とても手に余る業務ではないかと思いますが、現在どうなんでしょうか。そういうところについて、お聞きしたいと思います。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- 建設課長 伊野波盛二 8番 仲宗根議員にご説明します。

現在、本部港全体、港湾全体の管理、通常の日常の維持管理そしてまた岸壁の申請に対する許可ですとか、荷捌き地の許可、そういった業務のほうは、県のほうから権限を移譲されておりまして、事務をこれまでやっているところではありますが、この台風24号の影響で、塩川地区のバースが破損したことに基づいて、かなりその件に集中して、いろんな関係者のほうから問い合わせですとか、現場を確認したいとか、電話あるいは窓口、そしてまた現場での立ち会いなど、かなり業務がふえているのは実際のところでございます。通常ですと、それほどのそこまでも至らない事務であるかもしれませんが、その24号の台風の後には、業務のほうは現場のほうは、かなり業務のほうがそこにウエートがいってしまっている現状であります。以上です。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 今、建設課長のお答えでは、台風24号の影響による業務がふえていると。その中で塩川港への対応も大変な業務の過重負担があるとのことでした。台風24号で破損した塩川港の対応でそうなっているとは思うんですけれども、今もし台風24号で破損した港が復旧した後のことを考えると、その業務は今と比べてどういうふうになると思いますか。そこのところもお願いいたします。
- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 伊野波盛二 8番 仲宗根須磨子議員にご説明します。

塩川地区現在、台風で半分が使えない状況でありますが、県のほうで災害復旧事業で復旧していくということにはなっております。今のところいつごろその復旧ができるのかというのは、県からまだ示されてはおりませんが、復旧した後には、通常の事務に戻して申請許可、そしてまた許可業務、審査基準に沿った許可、不許可の判断をしていくということにはなると思いますが、通常の業務よりもこの塩川地区については、いろんな意味でもかなり業務がウエートがまだまだ大きなものになるかというような感覚は持っております。以上です。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 こうした後に通常の業務に加えて、辺野古への搬出作業も始まると思いますけれども、余計にそれに振り回されるようなことになっていくんじゃないかと私は懸念しております。辺野古への新基地建設をとめたいという県民の願いで、塩川港にはあっちこっちからいろんな方が集まってきます。平和を願う市民たち。その市民たちの新基地建設はつくらないでほしいというお願い行動で、塩川港がまたさらに騒然としてくるのも懸念されます。

そしてそれだけではなくて、もう近々、国際クルーズ船が本部港にも寄港します。そのときに、このクルーズ船の対応に関しても港湾事務所は膨大な業務に追われると思いますが、そういう中で、私は提案したいのは、塩川港のこの港湾管理権を県へ返上したらどうでしょうか。そういう思いがありますが、どう思われますか。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- 町長 平良武康 塩川港の件についての返上したらどうかというような、重大なお話ですけれども、議員おっしゃるとおり膨大な時間を割いて、いろいろと対応してきたところであるし、

そういった中で我がほうの職員は、極めて優秀でありまして、この間ずっと港湾法、あるいは港湾条例等々、関係条例を精査しながら、そこはとても厳格な形でこう制度と仕組みの中で対応してきているという現状にあります。先ほどの件については、地方自治法244条に基づいて、県の条例の中で事務移譲されていることでありますので、「すぐ、はいもう返します」というようなことにはなり得ないということであります。いずれにせよ、公務員として制度と仕組み、法令、そういった中でしっかりと業務を対応していくというのが、公務員としてのいわゆる職員としての立場であろうし、またそこはしっかりと職員に頑張ってもらおうと、こういう考え方でございます。

先ほどの条文に一部、私の覚え違いで訂正があります。「252条」でございます。252条でありますので、先ほどの条文については、訂正いたします。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 職員が優秀なのは、今までの流れの中でよくわかっております。ただ、この優秀な職員たち、特に港湾事務所に関しては3名の対応だけで、果たしてこれから塩川港の対応、そして国際クルーズ船の対応、十分にできるのか。いま一度お伺いいたします。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- 町長 平良武康 お答えいたします。国際クルーズ船の対応については、現在、商工観光課がその対応等を担っております。そういったことで、また新たに組織の検討もしながら、クルーズ船の対応協議会、促進協議会、クルーズ船対応のための協議会等も今、目下、検討しておりますけれども、別組織の中でクルーズ船については、対応に当たるというような、そういう形で状況が進んでおります。
- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 商工観光課とか、ほかの団体が対応するのは、クルーズ船が寄港して、そのセレモニーとか、いろんなそういうものへの対応なんじゃないでしようか。寄港するときのこの港へ寄港するとき、そのものの事務とか、そういう管理に関して3人で間に合うのか。そこのところを聞いております。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 平良武康 限られた職員の中で効率よく業務を推進しなければいけないという立場であります。目下、どの課もとても多忙な中で、業務を推進しているこの現状に役場の中はあります。ついては現状の中で頑張っていこうというような考え方でございます。
- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 一生懸命に職員が働くのはとてもいいことではありますが、余りにも 多忙になって、オーバーワークになって、かえって職員の健康状態とかを害するようなことに なったら、とても元も子もないことになると思います。今後、そういう職員の健康も考えながら、 そして地域との折り合いもつけながら、港の管理を運営していくのは、とても大事なことだと思 います。その一つとして塩川港の港湾管理権だけでも、県に返上するのは一つの手立てとして考

えてもいいことではないかと私は思っております。

次、2点目の天然記念物 "塩川"の水量が減少してきている事象について、お伺いします。この世界に2つしかない塩川ですね。プエルトリコと、ここ塩川の世界に2カ所しかない国指定の天然記念物です。そしてこの塩川のあるところの看板にもありますが、「この流域において許可なく現状を変更し、または保存に影響を及ぼす行為をすることは法律で禁じられています」とあります。この保存に影響を及ぼす行為というのは、私とても気になるんですけれども、よく塩川を見に行きますけれども、水量が一昔前よりも半減しております。半減して藻も茶色く枯れて、そこを訪れる観光客は、少しがっかりしたような感じで帰っていきます。

国指定の天然記念物である塩川が、何だかこんなふうに何か粗末に扱われているというのが、とても心配というか。水も枯れていくんじゃないかとか。こういうふうに思っております。そしてこの3日間、雨が降り続いていました。この3日間雨が降ったときはどうなるのかと、塩川を見に行きました。3日間ずっと時間帯も変えて見ても、やはり水量は半分以下、そしてこの3カ間、岩間から白い水が湧き出してきているんです。白い水で全体が濁っています。それは鉱山の採石による影響ではないかと私は思っておりますが、こういうふうに国指定の貴重な天然記念物がおざなりにされている状況について、どう思われるでしょうか。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- 教育長 仲宗根清二 8番 須磨子議員にお答えいたします。

塩川については、先ほどもお話があるとおり、昭和47年5月15日に国指定の文化財に指定されております。指定の範囲もこれは決められておりまして、その決められた範囲の中で、学術調査等も含めて、ここでは文化庁の許可なくしては、調査もできないようになっております。ですから、その今の塩川の現状をしっかり保護していかなければいけませんので、私たち教育委員会としても、そこには細心の注意を払っております。先ほど水量が減少しているということがありましたけれども、これは確認された調査して、専門家が調査をして確認されたこと、調査しているので、やったかどうかというのは、全くこれは確認されておりません。ただこの大雨が降ると、これは資料の中の調査の中でもありますが、一定の量が24時間振り続けた後、翌日あたりから赤水が出ているということがありますけれども、これは確かに大雨の影響で、赤水がそこを石灰岩の隙間を通って入ってきたという可能性は、それはあると思います。これは大雨が降ったときの場合でありますので、ただこの塩川の保護については、これは私たち教育委員会としても、ちゃんと法律に基づいて、しっかりとこれからも塩川、文化財として、しっかり守っていきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 教育長、赤水とおっしゃいましたけれども、今回流れているのは、赤水ではなくて白く濁った水です。明らかに鉱山の石を切るときに出るようなあの白い泥水のような、白く濁った水なんです。それが出てきているということは、鉱山の採石と十分関係していると思います。そういう視察や調査も必要なのではないかと思いますが、国や県に要請することは

これはできるんですか。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

先ほどお話がありました白い水が出ていると、濁った水が出ているという話を、本日受けましてそのものが採石のものかどうかも、実際のところ確定できるか、できないかというのもありますが、そういう事実がもしあれば、文化庁、県の文化財課、こちらから情報を提供して、教育委員会としても対応していく必要があるかと考えております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 明らかに白い水は出ているし、水量も少なくなっています。ひと頃と 比べまして、そういう状況をとめる、そしてこの世界に2つしかないこの貴重な国指定の天然記 念物を守るためにも、早急に対応していただきたいと思います。

そしてこの維持管理費は国からの補助があるんですか。国指定の天然記念物ということで、そ このところをお願いします。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

維持管理のほうなんですが、周囲の草刈り程度を委託をして、管理をしているということで、 町のほうで管理費を持って対応しているということです。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 これは町の予算で管理しているんですか。国からは予算はおりるんで すか。
- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

確かに大きな破損とかなると、災害という形で国のほうの修繕となると思いますが、草刈りの 管理ということなので、町のほうで対応しております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 国指定の天然記念物なのに、町の予算で草刈り程度の管理しか行っていないというのは驚きです。これはちゃんと国にいろんな周囲の整備とかも含めて要請するべきではないでしょうか。早急な対応をお願いしたいと思います。

そしてこの塩川は、先ほども言ったように国際クルーズ船が寄港するに当たって、貴重な観光 資源になり得ると思います。カルストがそうであったように、この塩川もまた観光資源になり得 る。カルストも町民が守って今ある、現在のカルストであるわけですから、この塩川もぜひ守っ て、貴重な観光資源にしてほしいと思います。

そしてこれ守るために、本部町と鉱山との公害防止協定みたいなのは締結されているんですか。 そこのところお伺いします。

〇 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 8番 須磨子議員にお答えいたします。

鉱山、砕石が塩川にどういった影響があるのかどうかということについては、これは全くそういった影響が出ているとか、そういうことはわかっていないわけです。先ほどは水量が減っているということをおっしゃっておりましたが、水量が減ったかどうかというのも、これも確認されていることではありません。ただ私たちはその文化財に指定された区域をしっかり保存していくという義務がありますので、法律にのっとって、これを文化財を保護しているということであります。先ほどの質問で、砕石場、そこを業者の方々との何らかのそういった防止対策を結んでいるかということでありますが、先ほど来、私は私なりに申し上げたとおり、こういった採石からの影響が被害が出ているかどうかというのは、確認もされておりませんので、そういった業者との防止対策という、そういった協定みたいなものは結ばれておりません。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 これ塩川は天然記念物として守っていかなければならないと言いながら、公害防止協定の締結もなされていないとなると、どのようにして守っていくんでしょうか。本部町の立ち入りやこの調査権がないと、いつまでも鉱山の影響なのかどうかわからないということで過ごしてしまいます。そうするうちに塩川の水が枯れてなくなったら、天然記念物が貴重なこの観光資源がなくなることにつながります。そういうことについて、これから公害防止協定とか、結ぶ予定はあるのか。それをお聞きしたいと思います。
- 〇 議長 石川博己 教育長。
- O 教育長 仲宗根清二 塩川につきましては、琉球大学の専門家の方々もいろんな成分調査とか、本土の大学の方々もそういった調査をしております。ご指摘のこういった影響というのが出ているということに関しては、私たちこれまでいろんな報告書も出してもらっていますけれども、そういうことは把握しておりません。ただ、ずっとこれは指定するときに1970年ころに、こういったその塩川の保全するために、地元から文化庁に対して、そういった採石の影響を受けないような保存をお願いするような文書も今、提出はされておりますけれども、だからこの塩川に対して、この業者、砕石によって汚染されているというそういう内容のこれは今まで専門家からも指摘されておりませんので、今の段階で公害防止のこういった協定とか、そういうものを結ぶべきかどうか。それは私たちとしては、何らかの形でそういった文化庁とも相談をして、いかなければいけないのかどうか。その辺は今後、検討させていただきたいと思います。
- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 早急に検討していただきたいと思います。というのは、現実に水量は減っている。そして白く濁った水もどんどん湧き出てきている。それがその原因が何なのか。それを突きとめない限りは、保全はできないと思います。早急な対応を望みます。

それと全般にわたるんですけれども、きょうの沖縄タイムスに県土砂条例強化を要望ということで、論壇に阿部悦子さんという方の記事が載っております。全国土砂搬出反対会議の共同代表であります。沖縄県ではなく、各県から沖縄の新基地辺野古への土砂を、自分たちのふるさとか

ら辺野古へ土砂を出さない運動をしている方々です。その方々も、沖縄のために一生懸命、他県の方でさえも頑張っています。この阿部悦子さんの文章をぜひ、きょうのタイムスに載っていますので、ぜひ皆さんに読んでいただきたいと思います。どれほど自然を守ることが大切なことか。よくわかると思います。他県の人もこれほど真剣に沖縄県のことを考えています。辺野古新基地埋め立てに使う土砂の量が膨大になる。それについて、どういうふうに外来種を入れないかということで、心を痛めております。この記事はぜひ読んでほしい記事の一つであります。

そしてきのう、この場所で水納小学校の宮里リュウタ君が報告されました。私はとても感動しました。「水納島は何もない、それでいい」という題でしたね。この「何もない」という後には、豊かな自然があるからなんです。豊かな自然があるから、それでいいと言っているんです。その自然を守るために、そしてその自然を求めて観光客も癒されると、そしてリピーターもふえると、そういうふうに思います。

私たち本部町も、カルストを守ったように、塩川を守って、そしてこれから生まれてくる子や孫に対して、今私たちが残してあげられるべきものは何か。豊かな自然とそしてこの子たちがすくすく育つような環境。それを残してあげるのが、今生きている私たち、大人の責任だと思うんです。子や孫のため。そしてこれから生まれてくるであろう、たくさんの命とその人権を守るために、今私たちは何をしなければいけないか。塩川を守る、それもその一つ。そして新基地をつくらせない。それもその一つだと思います。こういう県民の多くの意見を無視するような形で、国は工事を強行していますが、それに物を申すような、そういう地方自治体であってほしいと、私は思います。言葉足らずでしたが、これで私の一般質問を終わります。

O 議長 石川博己 これで8番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩(午後0時00分)

再開します。

再 開(午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

5番 小橋川 健議員の発言を許可します。5番 小橋川 健議員。

# 〇 5番 小橋川 健

# 1. 県外派遣に対する町の取り組みについて

午後の一般質問、小橋川 健、議長の許可を得ましたので、一般質問に移らさせていただきたいと思います。

私の質問は、一つ目に、町内の学生の県外派遣に対する町の取り組みについて、お伺いします。 二次質問は、席に戻って、続けさせていただきたいと思います。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- O 教育長 仲宗根清二 5番 小橋川 健議員の、「県外派遣に対する町の取り組みについて」、お答えいたします。

本部町としては、児童・生徒が学校教育活動の一環として運動競技及び文化的活動に参加するため、県外及び県内離島に派遣される場合に、補助金を交付し支援しているところであります。

補助の対象でありますが、文化活動については、主に県中学校文化連盟、沖縄県吹奏楽連盟、沖縄県リコーダー協会、沖縄県マーチング指導者協会、沖縄県合唱連盟及びマーチングバトントアリング連盟の主催による県大会において、金賞の成績により選抜された場合において、支援をしております。

スポーツ活動については、沖縄県中学校体育連盟、(財)沖縄県体育協会または(財)沖縄県体育協会加盟団体等の主催により開催された県大会において、優勝もしくは準優勝、または1位もしくは2位の成績により選抜された場合において、支援しております。

今年度は、小学生において5件52名、派遣費約150万円、中学生は5件55名、派遣費約157万円 を支援しております。

財源としましては、平成29年度よりふるさと納税の寄付金を活用し支援しており、今後も、寄付金を活用し支援していきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。
- O 5番 小橋川 健 答弁をもらいまして、再度質問をさせていただきたいと思います。

今、ふるさと納税の寄附金を活用して、財源にしているとお伺いしたんですが、これまた町長が所信表明でお話しをした「子育てゆいまーる基金」ですか。そういうものとは、また関連はあるのかどうか。またお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

- 〇 議長 石川博己 総務課長。
- 総務課長 仲宗根 章 5番 小橋川議員にご説明いたします。

町長が所信表明で掲げております「子育てゆいまーる基金」こちらを今現在、作業を進めておりまして、できれば今年、年明けの3月定例会に提案できるように基金の設置等を、条例の制定等を進めている状況でございますが、その基金に積みまして、ふるさと納税でいただいた寄附金の一部をこの基金に積み上げまして、子供たちの支援、今議員がおっしゃったようにこの派遣費も、その分煮詰めまして、そこから支出できるように今、検討とそしてその作業に入っているところでございます。

- O 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。
- O 5番 小橋川 健 この金額と人数を見ても、本年度も行政が多大な援助を行ったことは理解しました。ぜひこれからも引き続き行っていただきたいと思います。

本年度は特に、町内の児童生徒の目覚ましい活躍もありまして、スポーツ、文芸活動、多数の団体の県外派遣が行われ、大変喜ばしい反面、児童生徒を支える親御さんや、関係する周りの方々の負担も多大でありました。しかし子供たちは、町の宝でありますので、頑張った子供たちには、町の代表としてお金の負担や心配もなるべくなく、頑張っていただきたいという思いもありますので、先ほどの説明をいただいたふるさと納税もしかりなんですが、この財源としまして、県が派遣の財源としまして、町長や町名を冠としたチャリティーコンペや、チャリティースポーツ大会などを、新たに創設し、その収益をその財源の一部に充てたらいかがかと私は考えますが、当局の考えを求めます。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- 町長 平良武康 小橋川議員がおっしゃるとおり、チャリティーもとてもいい提案だと考えております。「ゆいまーる基金」というのを新たに出しましたけれども、学校教育について、本町の財政を投入し、そしてその中で子供たちが育つ、そして育って後に、ふるさとを去っていって、そして都会のほうで活躍している方々がいっぱいおられますよね。そういった方々に対しまして、特にふるさとに対する恩返しといいますか。そういう機会を与えようといったようなことで、特に「ゆいまーる」ということで考えたということでありますし、同時にまたゆいまーるですから、厳正に生きている我々が、次の世代にゆいまーるをお返しをして、次の世代がまたさらに次の世代にまたゆいまーるの中で、世代間のお返し、ゆいまーるをすれば、とてもいい形での子育て支援、派遣も含めての形態ができるのではないだろうかと、こう考えております。それはチャリティーも含めてのお話になりますけれども、しっかりと検討していきたいと、こう考えております。
- O 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。
- 5番 小橋川 健 いろいろまた町長もお考えになって、取り組んでいただけるということで安心しております。本当に子供たち、さまざまな活動を行っておりまして、文芸だけではなく、スポーツもバスケット、野球、サッカーとみんな頑張って、大変いい成績を残して、今本部町、本当に上り調子だと思いますので、また行政としてもいろいろ支援をして、その活動が、さらに発展していくように援助していただきたいと思っております。

それに関連して、基金に関してもう1点、お伺いします。これは私の提案でもあるんですが、本部の二大まつり、桜まつり、海洋まつりなどのオープニングやプログラムの一部に、今おっしゃられたこの派遣などの援助も含めたことにもかかわると思いますが、スポーツ、文芸活動を行っている町内の各団体の児童の代表を子供たちは舞台に列席させて、簡単な支援活動の報告や紹介をすることで、子育ての育成基金の町民へのアピールや、理解にもつながると思いますし、子供たちも町全体で自分たちは応援していただけるという意識づけにもなると思っておりますが、ぜひ試みてはいかがかと思っておりますが、当局のお考えをお伺いします。

- O 議長 石川博己 商工観光課長。
- **商工観光課長 新里一成** 5番 小橋川議員に説明いたします。

海洋まつり、桜まつりについて、来る桜まつりもまだプログラム、実際まだ空きがありますので、そういった議員提案の面につきましては、今後検討して、積極的にプログラムに取り入れていきたいと思います。

- 〇 議長 石川博己 総務課長。
- 総務課長 仲宗根 章 5番 小橋川議員にご説明いたします。

私のほうからは、平成29年度でやった、今は関連しますので、ご説明させていただきます。平成29年度で派遣を受けました小学生、中学生の中から、ぜひこれを使って行かせてもらったので、お礼を言いたいということがございまして、今年3月の「もとぶ元気夕市」の中におきまして、

派遣を行いました全団体、子供たちですね。個人も含めまして、舞台に上がりまして「元気夕市」のほうで、平成29年度で派遣された児童生徒、全員上がりまして町民に向け、お礼の言葉をそれぞれの活動の中で言っているところでございます。

- O 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。
- 5番 小橋川 健 もとぶ元気夕市でも行っているということをお聞きしましたが、やはり 二大まつりというのは、町民の注目度も高いと思いますので、ぜひそういう場で、我が町としては、子供たちの支援を手広くやっていると、思いを持ってやっているということをアピールすることも本当に大事だと思いますし、何より町長のお話にもありました。この思いを受け継ぐというか、やはり町全体に支援させていただいて、県外で試合をやったということを子供たちを舞台に立たせることによって、私たちは本当に応援されているんだという思いを、意識づけすることによって、この子たちがまた大人になったときに、新しい子供たちのために何かやってあげようということになると思いますので、ただ「応援してもらった」、「お金を出してもらった」というのは、なかなか伝わりにくいと思うので、それをまた今自分はただ一端として、このオープニングとかの中で「しゃべらせたらどうですか」と「前に出させたらどうですか」ということをしゃべったんですが、またいろんな形で子供たちにこういうことを意識づけさせるのも非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

本当に子供たちは町の宝であり、町の未来そのものだと私は思っております。きょうですね、 私が少しお話をさせていただいたことを踏まえて、最後に町長への子供たちへの支援への意気込 みを伺いたいと思います。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- **町長 平良武康** 小橋川議員にお答えいたします。

とてもすばらしいといいますか、新しい方向づけといいましょうか。提案に対して感動しております。これまでの二大まつり、どちらかといえば、財政を投入して、そして町外からイベントを誘致してきたといったような部分が多々ございました。そういったことからやはり町民の子供たちもそうですし、大人のほうもそうですし、いろんな文化活動、音楽活動をなさっている皆さんがいますので、議員から提案がありますように、もうこれは可能な限り町内の子供たちを初め、町内の皆さんでまつりを盛り上げるといったような、新たな方向づけができればと思っております。それはまつりのオープニングセレモニーだけではなくして、司会などについても、本部高校の生徒がアシスタントとして、手伝ったりもやっておりますけれども、まちの子供たちが多くの舞台の中で自分自身を磨いて、自信と誇りが持てるような状況づくりに邁進していきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 これで5番 小橋川 健議員の一般質問を終わります。 次に3番 比嘉由具議員の発言を許可します。3番 比嘉由具議員。
- 〇 3番 比嘉由具
  - 1. 農業振興地域整備計画について

### 2. 農地法4条、5条について

議長の許可を受けましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回2つ質問したいと思います。1.農業振興地域整備計画について。

町の10月の広報に農業振興地域整備計画全体見直し説明とありますけれども、その説明を町だけの計画なのか。また、地域住民の意見を聞いた上での全体見直しをするのか、お伺いいたします。

2. 農地法4条、5条について、お伺いいたします。

4条、5条とはどういうものなのか。また、平成29年度に4条、5条で何件の認可を受けたのか。その2点をお伺いいたします。

席に帰って、また再質問いたします。

- 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。
- 町長 平良武康 3番 比嘉由具議員のほうから、2点の質問がございました。

1点目は、農業振興地域整備計画についてのことでございます。 2点目は、農地法第4条、5条についてのことでございました。

まず1点目のほうからですけれども、農業振興地域整備計画は、農業の健全な発展を図るとと もに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に、「農業振興地域の整備に関する法律」 で位置づけられております。

本町は、同法に基づき、昭和50年度に沖縄県から農業振興地域の指定を受け、これまで4回に わたり農業振興地域整備計画の全体見直しを行ってきたところでございます。同法上では、農業 振興地域について、おおむね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する全体見直しのための基 礎調査を行うことが必要とされております。

今年度は次年度に予定する基礎調査前に当たり、各行政区を対象に、住民説明会を開催しているところであります。平成31年度に行う基礎調査を踏まえ、農業振興地域整備計画を変更する考えであります。

次に2点目の農地法第4条及び5条の件なんですが、これは比嘉由具議員のほうが一番詳しいと思うのですが、同法第4条は、自己所有農地を農地以外のものに転用する場合であり、同法第5条は自己所有以外の農地を農地以外のものに転用し、権利設定や移転が伴う場合の申請であり、どちらも沖縄県知事の許可が必要となっております。ちなみに、平成29年度に同法第4条の許可は4件、それから同法第5条の許可については30件となっております。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 今、町長のほうから説明がありましたけれども、これには何といいますか。 住民説明は今年いっぱいですか、来月1月いっぱい、そのときの住民課の説明を受けて後の調査 というのは、どういう感じでやるのか。それをまたそれをするためには、これはどういった機関 をつくって、これは多分、農業委員会ではできないと思うので、これ町長部局だと思うので、そ ういった組織をつくって、それにのっとった改正をするのか。お伺いいたします。

- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- 産業振興課長 安里孝夫 3番 比嘉議員にご説明いたします。

現在行っている各行政区まわりと申しますのは、来年基礎調査があるんですけれども、その前に各地域に回って、農振地域をはずす場合には、こういう申請が必要ですよ。編入する場合には、こういう申請が必要ですよという説明をしている段階です。それをもとに今年の3月までに各地区、各住民からその申請を出してもらう予定となっております。来年行う基礎調査についてなんですけれども、項目が省令で決まっております。それを読み上げたいと思います。

一つが、農業生産の基盤の整備の状況。農用地等の保全及び利用の状況、農業の近代化のための施設の整備の状況。農業従事者の農業以外での就業の状況。農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備の状況。農業を担うべき人材の育成及び確保の状況並びにこのための施設の整備の状況。森林の整備及び林業の状況。その他地域の特性に応じて農業振興地域整備計画策定上、必要と認められる事項の項目に分けて、事前調査を行なう予定となっております。それに基づいて、その見直しの期間といたしましては、役場の産業振興課を主管として、各方面に意見を聞きながら策定する予定となっております。以上です。

答弁漏れを答弁させてください。組織については、特に組織は設けずに役場内でそれをそのまま作成する予定となっております。以上です。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- 3番 比嘉由具 説明終わって、各地域からの意見が出てきて、また役所内で審議した。その後、「できる」「できない」は、ある程度、線引きというのがわかると思うんですけれども、そのときにこの地権者といいますか。地域にはどういった方法で知らせるのか。例えば大きいものを出したときに、小さいものとは変わると思いますけれども、そういったときは「できる」「できない」と、特にできなくなったときは、どんな方法でこの地権者と地域と相談もできるのか。これよかったらお願いしたいと思います。
- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- 産業振興課長 安里孝夫 3番 比嘉議員にご説明いたします。

要請というか、要望があってのそれにはずせない場合の対応についてなんですけれども、我々、 基礎調査をもとに素案をつくります。それを農業委員会やJAと意見をとりながら、県との協議 で進めてまいります。県との事前協議の段階で、ある程度の素案が固まりましたら、再度町民宛 ててに縦覧、広告縦覧する予定となっております。その広告縦覧に対して異議申し立て等があっ た場合には、それを受け付けて回答という手はずとなっております。

我々の回答についてもまだ納得がいかない場合には、県への異議申し立て期間というのがございますので、それをもとに県と調整をした中での決定となる見込みとなっております。以上です。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 農業振興地域を設定して、先ほど町長の報告にも何年にやったという、も う40年以上たっていると思います。その当時の現状と今の現状というのは、だいぶ違ってきてい

るんじゃないかと。農業にしても、高齢化やそういったもので農業する人がいない。そうしたときに、おのずと遊休地になってくる。そのときに、じゃあその地権者というのが、地域が何か新規導入の事業を導入するためにも、この農振地、農業振興地域だったら、非常に高いハードルがあるわけです。そういったことで今回の5年に1度の見直しで、そういったハードルといいますか。下げることはできないものか。それとそれによって、「できる」「できない」は別にいいとしても、そういったもの、地域がもうほとんどあと5カ年したら、ほとんど遊休地状態になると思います。もしそういった農業もする人は少なくなってできない。そうしたときにこの農地をいつまでも守っていくのか。それともまた農振地域からはずして、新しい産業が導入できる状態に持っていくのか。した場合に、新しい産業が入ったときはまた町税、そういったものに対しても、大分ふえると思いますけれども、その5年に1回の大型見直しはやっていますけれども、その中で今回、そういったことのチャンスが出てきていますので、それをどうにか見直しの対象というか。これに対してはどのようなお考えですか。

- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- O 産業振興課長 安里孝夫 3番 比嘉議員にご説明いたします。

見直し自体は5年なんですけれども、農振も含めて農地のあり方というのは10年先、20年先を見た形で、我々は捉えております。その中で現況として、今こういう状況だから「はずす」「はずさない」という考えはあろうかと思いますけれども、いざ「はずした」場合には、将来補助事業として農業をしたい場合に、それが入らなくなる可能性もあります。そういうことと勘案した場合に、その地域はどういうあるべきかというのを考えているのが、今の行政区への説明会の場でもあります。

農業振興地域の中で「はずせない」というか、残したほうがいい地域というのも法令で示されておりますので、それを勘案しながら設定していきたいと考えております。以上です。

- 〇 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- 3番 比嘉由具 自分は今までの農業委員会、そういったところでいろいろ長い年月をやってきたんですけれども、5年、5年の見直し、そういったときにやはりこの農地も非常に守るのも大切だと思います。そして農地を生かすのもまたお互い、地域の町としての仕事だと思います。ただ優秀といえばあれですけれども、非常に産業が新規参入ができて、将来的にこっちで町が潤うのであれば、それに向けてははずしてもいいのではないかという思いがあります。そういうことですので、もう一度、町長のほうにそういったことも踏まえて、今上がってくるかも、調査というより募集しているあれですので、そういったことがあったらどういう考えで、非常に新しい産業とか、そういったものだったら、そういったものに対しては、認めるというか。そういったことで農振除外を進めてほしいと思いますけれども、どうですか、町長。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 平良武康 比嘉議員のほうに、お答えいたします。

とても重要でデリケートなお話だなと思っております。議員おっしゃるとおり、法律ができた

当時と今とでは、時代背景もとても変わってきております。過疎化が激しい状況の中でありますので、議員がおっしゃるとおり、この部分についてははずして、そして新しい産業の立地につなげたほうがいいといったような判断される部分については、それは積極的にはずしていかなければいけないものであろうかと思っております。いろいろあります。若者の住宅の宅地の課題もございます。そういった住宅地として、確保しなければいけない場所等についても、またそれも積極的にはずしていかなければいけない部分もあります。そういった中で農地として、また連担性が強くて、この部分は将来ともに農地として確保していかなければならないという、そういう判断がされるところについては、それはきっちり農地として確保していくべきだろうと考えます。いずれにせよ、このお話はとても利害関係といいましょうか。どんどんはずして、それがまた転売といいますか。いろんな形で目的外の使用のされ方をされても、それはまた地域開発の面で問題が出てくると思っておりますので、その辺の部分については、ケースバイケースで的確な判断をしながら、守るべき農地と、そして他に活用すべき農地のバランスを考えていきたいと、こう考えております。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- 3番 比嘉由具 今、町長がおっしゃったように、農地を農振から外して、簡単に認めたらもう違法な開発とか、そういったものも出ようかと思います。それはそれでまたほかの分野でも、またある程度、規制はできると思うので、今のあれで何といいますか。今は何もかも全部、説明会終わって、地域からの要望も何も来ていない段階で、そういった出すのもちょっとあれなんですけれども、もし出てきたときは、非常に立派な地権者とのそういったどのように使うか。そういったものの話し合いを立派にして、役所内だけではなくして呼んで、そういったものも事業をどういったことをしますかと。そういったこともして、ぜひ地権者のいろいろと年とって何もできない。そしたら地域はほかのものに使いたいというときは、それにのっからないといけない立場上もあると思いますが、その点またよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。農地法第4条、5条、聞いたんですけれども、町長言われたように、わかっています。しかし、わかっているんだけど、わからない議員もいるだろうと思っています。4条というのも、先ほど町長が言ったように自己所有に、農地以外に使う。例えば第一はお家ですね。お家をつくる。それが大体目的であります。

そして5条の場合は、人の土地を買ってお家をつくると。そういうあれがありますので、要するに人の土地を買うんだから名義変更ができるわけです。そういったときに、今はあっちこっち何かのたびにあっちこっち回ってみたら、「農地法5条許可済、売地」とのっているのが見受けられます。ということは、この人に認めているんだけど、こういうことで買って、また不動産を売ろうとしているわけです。要するに「売地」とのっているんだから。自分がはじめ認めたものは、置いていて、それをまた高いからかどうかわからないけれども、売りに出す。そういったときに、農地としてお家をつくらなければ、いつまでも農地なんです。課税はいつまでも畑農地の課税だと思います。売買を伴ってお家をつくるといったときに、これ課税対象で、お家をつくっ

ていないから宅地ではないと思うんですけれども、それに見合うもので課税ができないものかど うか。徴税対策。課長お願いします。

- O 議長 石川博己 住民課長兼町税対策課長。
- O 住民課長兼町税対策課長 平安山良信 3番 比嘉議員にご説明いたします。

まず、農地法第4条、第5条の許可後の土地の固定資産税の評価についてでございますが、まず初めに、この固定資産税の土地の評価事務について、ご説明したいと思います。

まず土地の評価については、地方税法第388条第1項の規定により、固定資産評価基準というものが総務大臣より告知されております。本町においても本部町土地評価事務取扱要領を定めておりまして、この評価基準と事務取扱要領によって、土地の評価を現在やっております。現在の本町の事務の取り扱いでは、農地法第4条、第5条の許可を、実際に住宅等が建設され現況地目が畑から住宅等へと変更になったのを確認した後に、その土地の評価を見直すこととなっております。土地の評価につきましては、3年ごとに見直しが行われております。次回2021年度に見直しがありますので、農業委員会事務局とも連携をして、許可がおりた時点で評価額を見直すことができるように検討してまいりたいと思います。以上です。

- 〇 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- 3番 比嘉由具 徴税対策、課長これ今言われたように、要するに農業委員会が認めたものは、もう1年以内とかそういったことで、農地とかそういったものを、お家とか、規約にのったことをつくれば、そういったこともないと思いますけれども、あまりにも最近、それが目につきますので、それに向けて防止に向けて、放棄というのかな。それは産業振興課は今、農業委員会だったら局長になりますけれども、これ1カ年ごとに追跡調査というのができて、そのやった人に対しての「早目につくりなさい」というお伺いはできないものかどうか。お願いします。
- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- 産業振興課長 安里孝夫 3番 比嘉議員にご説明いたします。

許可出したものについての追跡調査等についてなんですけれども、現在はとくにしていない状況にあります。ご指摘のように売買、売地として見られるところもあるというご指摘もありますので、今後その追跡調査等も踏まえて、対策等を検討してまいりたいと考えております。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 先ほどから聞いているように、お伺いしているように、追跡調査、そういったものをして、1年後そういったときに、お家をなるべくつくらせたほうが、町としても税収が非常に高くつくんですよ。それを売買したら、その本人だけしか儲からないし、ぜひそういったことをして、町の税金、大きい宅地とか、認可を受けたものに対してはスムーズな事業振興をするようにぜひ、これからも追跡をして、ご指導していただきたいと思います。以上、私の質問を終わります。
- O 議長 石川博己 これで3番 比嘉由具議員の一般質問を終わります。 休憩します。 休憩(午後2時13分)

再 開(午後2時23分)

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

10番 座間味栄純議員の発言を許可します。10番 座間味栄純議員。

## 〇 10番 座間味栄純

### 1. 農業再生支援について

議長の許可が出ましたので、一般質問入らせていただきます。本日、最後になると思いますので、よろしくお願いいたします。

質問事項として、農業再生支援について、伺います。

- ①去った台風24号、そして25号の被害総額がJAの試算で19億6,500万円を越えるという数字が新聞報道で出ております。町内での被害状況はどの程度あったのか、お伺いいたします。
- ②浄化センターから出る汚泥(脱水ケーキ)それを活用したバイオマス施設から出る木材チップ等による、今堆肥化を進めております。その取り組み状況について、進捗状況はどの程度進んでいるのか、伺いします。
- ③北部12市町村で肥料、農薬、畜産の飼料等を支援している市町村があるのか。そしてあると したら何パーセントぐらいを補助しているのか。伺います。以上、よろしくお願いいたします。
- O 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。
- 町長 平良武康 10番 座間味栄純議員の質問に、順次お答えいたします。

まず第1点目の、台風24号、25号における本町の被害状況についてお答えいたします。

全国的に大きな被害をもたらした大型の台風24号および25号は、沖縄県内におきましても長期 に及ぶ停電や断水などの生活基盤に支障を来しただけでなく一次産業、二次産業、三次産業と全 ての産業においても甚大な被害を与えております。

そのような中、議員から質問のありました一次産業である農林水産業における被害状況については、JAおきなわ試算による沖縄県全体の被害総額は19億6,555万円と報告されております。そのうち、本町が把握している町内の被害状況は、概算で野菜関連が75万円、果樹関連が1,200万円、花卉関連が1,350万円、さとうきび関連が620万円、畜産関連が3,380万円、合計6,625万円となっております。

次に、2点目の浄化センターから出る脱水ケーキを活用した堆肥化に向けた取り組みの進捗状況についてお答えいたします。

現在、本町では浄化センターから排出される脱水ケーキの処分を、町外業者へ委託している状況にあります。本町といたしましては、今後、この脱水ケーキを堆肥化し町内農家に還元することで循環型社会の構築と地力増強を図りたいと考えております。その構想を実現するための取り組みとして平成28年度より脱水ケーキの堆肥化実証実験を行っております。

平成28年度と平成29年度の取り組みといたしましては、並里地区にあります「もとぶバイオマス施設」内で、同施設を運営する「もとぶバイオマス事業協同組合」に業務を委託をいたしまし し、同施設で製造している木材チップ等をブレンドした堆肥化の実証実験を行っております。 今年度に関しましては、10月9日から12月28日までの約3カ月間、実証実験を行う場所をバイオマス施設から辺名地にございます旧ガラスリサイクル施設に移し、同施設の有効活用と長期間にわたる堆肥化処理を行った際の堆肥化の状況や、作業性等についての検証を行っているところでございます。

現在は2カ月分の脱水ケーキの搬入が終わり、八重岳などから持ち込まれる草木等と混ぜこみながら、随時、撹拌を行い発酵をさせている状況にございます。

今後、堆肥化された成果品については、実際に堆肥としての効果や生育に支障がないか農家段階での実証実験を行っていきたいと、このように考えております。

最後に3点目の北部12市町村における肥料、農薬、畜産の飼料等の支援の状況ですけれども、 これも座間味議員のほうが、これもよく情報を豊富に持っていませんか。お答えいたします。

まず、近隣市町村である今帰仁村においては、肥料及び飼料の補助等はなく、マンゴー農家に対して先進的取り組みとして、病害虫の天敵を購入する際の補助を計画しているとのことでございます。同じく、近隣市町村である名護市においては、農薬の購入費に対し10%の補助を行っており、堆肥においては、名護市堆肥センターで生産されるものに限り、バラ購入で50%の補助、袋入りに関しては1袋あたり75円の補助を行っております。

同じく隣りの伊江村に関しては、直接補助は行っておりませんが、村営の堆肥センターで生産された堆肥の購入に対しまして、3分1を割り引いた価格で販売しております。農薬に関しましては、補助はございません。

その他の市町村に関しましては、現在、調査を行っているところでありますが、市町村によっては、農薬に補助するか。堆肥に補助するか、ばらつきございますけれども、購入に関して10%前後の補助を行っている市町村もあると、伺っております。以上でございます。

- O 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。
- O 10番 座間味栄純 今、町長からいろいろとご説明がありました。

まず1番目の町内の農業に関する台風被害、約1億8,000万円が本部町の被害ということで、 金額が提示されておりますが、本当に大きな損失だと思っております。

〇 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午後2時32分)

再開します。

再 開 (午後2時35分)

10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 1番の町内の農業被害に関して、今トータルが6,625万円と訂正になっております。この金額はいろいろと大きいのか、小さいのかということなんですけれども、今回、非常に沖縄ここ数年、大きな台風がなかったということで、今回みたいな台風24号、25号みたいな大型台風が立て続けに来た場合、改めて日ごろの対策、備えが大切かというのを再認識させられたところであります。

特に県内では23万世帯が停電をし、二、三日から5日程度の復旧まで時間がかかっております。 その間、水道も含めて、町民の生活、観光客などのインフラに関しての部分で、農業関係も含め てかなり甚大な被害をこうむっております。各地域においても、消防団やPTA、そして各種団体、役場の職員等が積極的に復旧活動に頑張っておられたということに関しては、非常に敬意を表したいと思っております。その中でも町長また就任して間もない中だったと思うんですが、町内の被害状況を確認しながら、職員の指示等も含めて、かなり対応で苦労なさったと思っております。その中で10月30日に電力への停電に関しての要請等も行っていると聞いております。その辺の経緯を少し説明願えますか。台風対策に関して、電力がとまったということで、非常にご苦労もあったと思いますが、その要請に行ったということも少し触れていただけたらと思っております。

- O 議長 石川博己 関連質問ということで了解します。関連ですので、通告外ですから。町長。
- **町長 平良武康** 座間味議員のほうから、関連質問、予想外の質問が出ております。

まず台風が去った時点で、一番驚いたのは、旧上本部の水道室のプラントですね。そこのほうがダウンしたといったようなことがありまして、地域のほうから山川のほうからも、水が出ないよというような情報が一報入りました。そしたら大きなポンプが電気がダウンしておって、水が上げることができない。「さあ、大変だ」といったようなことで、いち早く、電力のほうに行きました。この電力は大変なんですよ。電話をいくらかけても取らないんです、電話を。電話かけても取らない。取らないので、もう行くしかないというようなことで、公営企業課長と2人で電力の会社に行って、前のほうは全部シャットダウンしているものですから、閉めきって、後ろのほうから回っていって、そして「どうしても会わせてくれ」というようなことで、支店長がトップですから、支店長と会って、そして「どうにかここを最優先で復旧してくれ」というようなことでお話をしましたら、帰ってきて間もないころには、もう復旧しておりました。そういったことから始まって、そしてその後、事前対策、事後対策ありますけれども、特に事後対策について、早急に対応しなければいけないというようなことで、業者、業界、建設業界の役員の皆さんに「非常事態だから、町道であれ、県道であれ、とにかく早いうちに、ライフラインを復活させろ」というようなことで、業者のほう総動員で復活したというようないきさつがあります。

同時にまた町内の体制といたしましても、台風来る前に、緊急課長会議などを開きまして、事前対策できるところは全部指示を出してくれというようなことで指示を出しながら、そして台風の後も、情報を共有化しながら、その対応に迅速な形で対応してきたというようなことであります。そういうような状況でございます。

- O 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。
- O 10番 座間味栄純 今ちょっと関連して聞かせてもらいました。今回の台風というのは、非常に甚大な被害があったということで、それを再認識する意味で、かみ合わせてちょっとお話を聞かせてもらいました。

続いて2番目の、浄化センターから出る脱水ケーキに関しては、非常にいろいろな取り組みを しながら、どうにか地元に還元できるというふうな取り組みで今、やっているということであり ます。確かに年間700万円ぐらいの費用がかかっていたと思います。そのかかっている分の予算 で堆肥化をして、昨今この環境に関しては非常に金もかかるし、手間暇もかかる時代になっております。できるだけかかった分の費用、多少オーバーしてもいいのかなと思うんですが、それをしっかりつくって、地域に還元していくということはとても大事ではないかと思っております。そういう意味で、前の旧ガラスリサイクル施設ですか。そこも堆肥つくるには非常にいい環境の場所だと思っておりますので、その場所を有効に活用するということを含めて、今後継続していく必要があるだろうと思っています。課長にその辺、担当なのでもう一度、聞きたいんですが、この実証実験、品目はいろいろと野菜、果樹、花卉も含めていろんな品目がありますけれども、その品目ごとに実証実験をするということであるとか。するとしたら、いつごろからこうできるのか。その辺もう一度、聞かせください。

- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- 産業振興課長 安里孝夫 10番 座間味議員にご説明いたします。

平成28年度から取り組みは行っているんですけれども、いろいろな課題がございます。においの問題とか、できた成分の問題等、いろいろとこれから調べることがあります。その中でどういった品目に合うかというのも含めて、これから実証実験を進めていきたいと思います。

その中で同じ展示圃をつくって、その中で「入れた場合」と「入れない場合」にどれぐらいの 差があるかも含めて、今後検証していきたいと思います。

それからスケジュール的なものについては、今回2カ月搬出を行って、そこで3カ月撹拌の作業を行いました。来年はそれ以上、3カ月から半年、できたら半年、この旧ガラスリサイクルセンターで処理ができないかというのを検討してまいりたいと思います。その結果を踏まえて、今後の展開を庁舎内で考えていきたいと考えております。以上です。

品目ごとのご質問については、それも踏まえて検討させてください。よろしくお願いいたします。

- O 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。
- O 10番 座間味栄純 ありがとうございます。

先ほども申し上げたんですが、この旧ガラス施設の再利用、場所の再利用、あれをぜひ取り組んで、非常にいいことだと思っていますので、強力に進めていただきたいと思っております。

続いて3番目の農薬関係の補助に関してですけれども、特に今年みたいな大型台風があったときには、特に思うわけですけれども、生産農家の経済的負担もかなりありました。そして精神的な負担も少しでも軽減していけるように、再生産を進めていく上で、ぜひ予算の伴うことですので、できる、できないは別にして、行政がこれだけいろいろと考えながら、農家ともいろいろと情報交換もしながら、できるだけ近隣市町村並みの取り組みができたらと思っております。その辺も農家の支援も今後一緒にやっていくという意味で、できるだけ検討していただけたらと思っておりますので、最後に町長のその辺のお考えを見解を伺いたいと思っております。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 平良武康 座間味議員の質問ですけれども、この直接の生産資材、消耗品に関する補

助というお話かと思います。確かに直接、肥料とか農薬とか飼料とかに補助するといったようなことについては、生産農家としては喜ばしい、お金がもらえるということになりますから、個々の農家が喜ばしいことかもしれませんけれども、果たしてそれがというものが農業というもの、産業の将来展望につながるのかといったようなところまで考えて、支援、財政等には考えるべきだと、常日頃、私はそういったふうに考えております。

その気持ちは十分わかりますけれども、そういう財政の投入の仕方ではなくて、台風に負けない施設をつくるための支援とか、あるいはまたできた品物が高い値段で、量が少なくなっていますから、高い値段で有利に販売できるような構築をするための予算の使い方とか。そういったことなど、台風に負けないような仕組み立てというものが重要になりますから、直接消耗品の助成ではなくて、別の意味での農家の生産者の支援策を構築していきたいと、そういう考え方を持っておりますので、理解を賜りたいとこう考えているところであります。

○ 議長 石川博己 これで、10番 座間味栄純議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会(午後2時47分)